

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

利用者が、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「サービス」という。）や介護予防に資する保健・医療・福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当事業所の保健師等が、本人及び家族等の状況や希望を勘案し、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する事業所等を定めた計画（以下「ケアプラン」という。）を作成するとともに、ケアプランに基づくサービスの提供が確保されるよう、関係者等との連絡の調整その他の便宜の提供を行います。

(2) 運営方針

- ①利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている生活環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、サービス及び適切な保健・医療・福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、サービス事業者、医療機関、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。

2 事業所の概要

(1) 名称等

名 称	甘楽町地域包括支援センター
所 在 地	甘楽郡甘楽町大字白倉 1 3 9 5 番地 1
電 話 番 号	0 2 7 4 - 6 7 - 5 1 8 2（直通）
F A X 番 号	0 2 7 4 - 6 7 - 7 0 6 6
介護保険指定番号	1 0 0 2 4 0 0 0 3 2
通常の事業の実施地域	甘 楽 町 全 域

(2) 職員体制

職 名	常 勤	非常勤	備考
管 理 者	1 名		兼務
保 健 師	1 名		
主任介護支援専門員	1 名		
社 会 福 祉 士	0 名		
介護支援専門員	2 名		

(3) 営業日・営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日
営 業 時 間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
休 日	土・日・祝祭日及び 年末年始（12月29日～1月3日）

3 利用料その他の費用の額

原則として無料です。

ただし、利用者に介護保険料の滞納がある場合、下記の料金をお支払いいただくことがあります。

	1 月あたり	初回加算	初回連携加算
介護予防支援費	4, 4 2 0 円	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
介護予防ケアマネジメントA（原則的）			
介護予防ケアマネジメントB（簡略化）	2, 2 1 0 円	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
介護予防ケアマネジメントC(初回のみ)	0 円	0 円	0 円

4 サービスの提供方法及び内容

（1）基本的方針

- ①利用者の介護予防に資するよう支援を行うとともに、保健・医療・福祉サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ②介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の計画を策定します。

（2）具体的な内容

- ①ケアプランの作成に当たり、（ア）運動及び移動、（イ）家庭生活を含む日常生活、（ウ）社会参加・対人関係・コミュニケーション、（エ）健康管理、の4つの領域ごとに利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ②課題の把握は、居宅等を訪問し、利用者とその家族に面接して行います。
- ③利用者又はその家族の希望及び課題の把握をもとに、ケアプランの原案を作成します。
- ④ケアプランを新規に又は変更して作成する場合には、指定介護予防サービス事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の担当者を召集して会議を開催し、ケアプランの原案の内容について専門的な意見を求めます。介護予防ケアマネジメントCの場合は省略します。なお、事前に利用者又はその家族の同意があった場合に限り、テレビ電話装置等を活用し、会議を開催します。
- ⑤介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリテーション等の医療系サービスを利用する場合には、利用者の同意を得て、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。また、意見を位置づけた場合は主治の医師等にケアプランを交付します。
- ⑥利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を求めケアプランを交付します。
- ⑦利用者又はその家族がケアプランの変更を希望した場合、又はサービス事業者等がケアプランの変更が必要と判断した場合は、双方の合意に基づき、ケアプランの変更を行います。
- ⑧サービス事業者等に対し、指定介護予防サービス等の基準に位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者に関する報告を少なくとも1か月に1回聴取します。
- ⑨ケアプラン作成後、実施状況の把握（モニタリング）を行い、計画の変更等、便宜の提供を行います。ただし介護予防ケアマネジメントB・Cの場合は必要に応じて実施します。
 - ・サービス提供開始月及び3か月に1回、評価期間終了月、利用者の状況に著しい変化があったときは、居宅を訪問し面接して行います。なお、要件を満たし、テレビ電話装置等を活用し面接を行うことができる場合は、訪問での面接は6か月に1回とします。

- ・居宅を訪問しない月は、電話等により行います。
- ・少なくとも1か月に1回モニタリングの結果を記録します。

- ⑩サービス事業者等から報告された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、その他把握した利用者の状態について、主治の医師等や薬剤師に必要な情報を伝達することがあります。
- ⑪計画に位置づけた期間が終了するときは、設定した目標の達成状況について評価します。
- ⑫障害福祉サービスを利用している障害者が、サービスを利用する場合は、特定相談支援事業者との連携に努めます。

5 入院時における連絡について

利用者が入院した時は、医療機関に担当職員の氏名及び事業所名をお伝えください。また入退院時に決められた書式にて医療機関と情報の伝達をさせていただくことがあります。

6 事故発生時の対応

担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに町及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

7 苦情の受付について

各種サービスの提供に関して苦情や相談がある場合は、下記相談窓口をご利用ください。

- (1) 当事業所の苦情相談窓口： 管理者 野中 香

受付時間：月～金（祝祭日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

- (2) 介護サービスに関する苦情相談窓口

甘楽町福祉課 介護保険係 (にこにこ甘楽内)	住所：甘楽町大字白倉1395番地1 電話：67-5182（直通） FAX：67-7066 受付時間：月～金（祝祭日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
群馬県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課 ※国保連は、介護保険法に位置づけられた 苦情処理機関です。	住所：前橋市元総社町335番地8 電話：027-290-1323 受付時間：月～金（祝祭日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後4時30分

8 虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な取り組みを行います。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、適切に実施するための担当者を設置します。
- (3) 虐待を防止するための研修を定期的を開催します。

9 業務継続計画に関する事項

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業等の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開ができるように努めます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

10 衛生管理に関する事項

当事業所は、事業所における感染症の発生、及びまん延防止に努めます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、適切 to 実施するための担当者を設置します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの開始にあたり、本書に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業所名	甘楽町地域包括支援センター
所在地	甘楽郡甘楽町大字白倉1395番地1
説明者	印

私は、契約書及び本書面により上記内容の説明を受け同意し、当該文書を受領しました。

利用者	住所 甘楽郡甘楽町大字	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	利用者との関係（	）